

募集

大津町非常勤・臨時・業務補助員募集

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

非常勤職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
介護支援専門員	福祉課	月～金	8:30～17:15のうち5時間45分	介護支援専門員	有	有	任用期間1～3年、日額6,350円
保育士	大津保育園または分園	月～金のうち週4日(土日勤務の可能性あり)	8:45～17:00を基本に週29時間	保育士	有	有	任用期間1～3年、月額142,100円
幼稚園教諭	陣内幼稚園	月～金(幼稚園開園時のみ)	8:30～17:15のうち5時間30分	幼稚園教諭(要更新)	無	有	任用期間1～3年、日額5,830円

臨時職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
一般事務	本庁ほか	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	ワード・エクセルのできる人	無	有	任用期間6カ月以内(更新あり)、日額4,270円
幼稚園教諭	陣内幼稚園	月～金(幼稚園開園時のみ)	8:30～17:15のうち5時間30分	幼稚園教諭(要更新)	無	有	任用期間6カ月以内(更新あり)、日額5,830円

業務補助員(登録制)

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
歯科衛生士	学校教育課	週1～3日	8:00～16:00のうち2時間程度	歯科衛生士	無	無	登録期間：1～2年間、時給980円

- 申込期限 1月15日(金)
- 申込時間 午前9時～午後5時(土、日、祝を除く)
- 申込方法 履歴書および各種資格証明書(写し)を役場総務課へご提出ください。
- 任用開始 2月以降予定
- その他 申込者については面接を実施予定です。(業務補助員は書類選考のみ)
募集の詳細などは変更になる場合があります。不明な点は気軽にお尋ねください。

募集

大津町社会福祉協議会 嘱託職員・臨時職員募集

●問い合わせ 大津町社会福祉協議会 総務係 ☎096(293)2027

嘱託職員

職種	募集人員	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
ボランティアコーディネーター	1	月～金(月20日～21日)	8:30～17:30(1日8時間)	普通自動車運転免許 ボランティア活動に興味のある人	有	有	雇用期間：1～3年(雇用期間更新有)

臨時職員

職種	募集人員	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
デイサービス介護士	1	月～土(月15日)	8:30～16:30(1日7時間)	普通自動車運転免許 土曜勤務は1カ月半に1回程度	無	有	雇用期間：平成28年3月31日まで(更新有)
訪問介護員(ホームヘルパー)	1	月～土(月12日～15日) ※扶養の範囲内で就労可能	8:30～17:30(1日8時間)	介護福祉士 普通自動車運転免許	無	有	雇用期間：平成28年3月31日まで(更新有)
地域福祉権利擁護生活支援員	2	月～金(月5日～10日程度)	1日1～2時間程度	普通自動車運転免許	無	無	雇用期間：平成28年3月31日まで(更新有)

- 申込期限 1月22日(金)
- 申込時間 午前9時～午後5時30分(日曜を除く)
- 申込方法 履歴書を社会福祉協議会総務係に提出してください。
- その他 職種によっては、12月の募集状況次第で応募を締め切っている場合もありますので、予めご了承ください。
募集の詳細などは変更になる場合があります。ご不明な点はお気軽にお尋ねください。
申込者については、面接試験を1月下旬に実施する予定です。

税

固定資産税の償却資産申告について

●問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

所得税(国税)申告において、経費として算入している「減価償却資産」には、固定資産税(地方税)償却資産申告の対象となるものがあります。今年は2月1日(月)までに税務課へ提出してください。

●償却資産申告の対象となるもの

会社や個人事業者(農業従事者・個人営業収入取得者・不動産貸付業者などを含む)が、事業収入取得のために用いる構築物・機械設備・器具・備品など

●近年申告が漏れている資産!

- 売電用の太陽光発電設備(10kw未満の家庭用設備を除く)
- 不動産貸付業用の外構工事(駐車場舗装・外壁・外灯など)
- 農業用機械(自走式でナンバーがついているものを除く)など
固定資産税(土地・家屋)や軽自動車税が課税されていない資産は償却資産として申告が必要です!

※取得価額の合計が150万円(免税点)未満でも申告の義務があります。
(地方税法383条要訳)償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、1月31日までに当該償却資産所在の市町村長に申告しなければならない。



国保

交通事故などに遭った時も国民健康保険が使えます

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

交通事故などに遭った時も国民健康保険が使えます

交通事故など第三者(他人)から受けた傷病の医療費は加害者負担が原則ですが、届け出ることで国保の保険証を使って治療を受けることができます。

この場合、国保加入者の医療費を国保が一時的に立て替え、過失割合などをもとに加害者に費用を請求します。なお、国保へ届け出る前に加害者から治療費を受け取るなど示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなる場合がありますので注意が必要です。

◎届出に必要なもの

- 保険証
- 印かん
- 事故証明書(自動車安全運転センター発行のもの)

※その他、傷病届などの書類への記入が必要です。様式は用意していますので、国保・医療係へお問い合わせください。

◎交通事故以外で第三者行為による事故となるもの

- 他人の飼った犬にかまれた
- 落下物にあたった
- 傷害事件に巻き込まれた など

※注意：次の場合は、国保は使えません。

- 勤務中や通勤中の事故
- 飲酒運転や無免許運転などの不法行為による事故

● 示談を済ませてしまったとき

町民の皆さまへ

大津町が交付した「納税証明書」の記載内容の誤りについて

このたび、大津町において、町税の税目の一部が表示されていない「納税証明書」を交付した事案が発生したのでお知らせします。

対象件数は、国民健康保険税の表示漏れが14件、法人住民税の表示漏れが8件で、対象期間は10月5日(月)から12月1日(火)です。

関係者の皆さまには、多大なるご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。
この件を受け、今後はこのような事案が再び発生しないよう、再発防止に努めて参ります。

- ご連絡・問い合わせ
大津町役場 総合政策課 ☎096(293)3118